

岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき委員会が実施する政策提案について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「政策提案」とは、市政における課題の解決を図るため、必要な政策を、政策提言として市長等に提案する政策をいう。

(政策課題の選定)

第3条 市政における課題の解決を図ることを必要とする政策課題は、条例第2条第3号に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）において、委員会の委員からの提案並びに議会報告会、意見交換会等の意見及び請願、陳情、要望等から選定する。

(政策提案の素案の作成)

第4条 委員会は、前条の規定により選定された政策課題について、他市町村における状況の調査並びに市民、関係団体等からの意見聴取その他の方法により十分な調査、検討等を行い、政策提案の素案を作成するものとする。

(政策提案の決定等)

第5条 前条の規定により作成された政策提案の素案は、岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第122条第1項に規定する議会基本条例推進協議会で協議することとし、必要に応じパブリックコメント等を実施のうえ、委員会が政策提案を決定するものとする。

2 議長は、前項の規定により決定された政策提案を遅滞なく市長等に提出するものとする。

(進捗状況調査、検証等)

第6条 委員会は、政策提案の実効性及び成果を確認するため、進捗状況調査、検証等を行い、その結果を議会基本条例推進協議会に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。